



特集

夫や恋人からの暴力をなくそう

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されて1年余りがたちました。

今まで家庭内の問題とされてきた、夫や恋人からの暴力に対する認識は同法施行後、着実に変化しています。

男女がお互いに尊重し合い、平等な生活を送れる世の中を目指して、私たちにできることは何でしょうか。

ドメスティック・

バイオレンスとは

ドメスティック・バイオレンス（domestic violence 以下DV）とは、夫や恋人など親しい関係の人から向けられる暴力のことです。平成十三年に市が行った市民意識調査によると、DVを自分が直接経験している人は5・1%、相談を受けたことのある人や、当事者を知っているという人は15・0%で、合わせると20・1%になり、五人に一人がDVを身近な出来事と認識していることが分かります。

平成十三年十月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆるDV防止法）が施行されました。同法は法律上の夫婦間だけでなく、事実上婚姻関係と同様の事情にある人にも適用され、裁判所は被害者からの申し立てにより、六カ月間の接近禁止や、住居からの二週間の退去などを加害者に対して命ずることができます。

同法の施行後、新聞やテレビなどでDVについて取り上げられることも多くなり、隠れていた実態が広く知られるようになりました。関係機関に寄せられる相談の件数は、次第に増えている状況にあります。

見逃されがちなDV

家庭という密室の中で行われることが多いDVは、長い間、社会の表面に出てきませんでした。被害者の女性が「相手が殴るのは私に原因があるからだ」と思い込んで我慢を続けたり、周囲の人が「夫婦げんかはどこにでもあること」という態度をとって被害者の孤独感を深めたりして、被害者に対する支援も十分になされてきませんでした。しかし、ほっておくと暴力は次第に頻度や激しさを増し、中には生命を脅かすほどになる例もあります。

「逃げたら殺される」「経済的に自立できないから夫とは別れられない」などの考えから、DVに遭っていることを隠している被害者は、今も数多くいると考えられています。暴力から逃れるために家を出ようとしても、仕事や子どもの学校のことなどを考えると実行できないという人もいます。さまざまな理由から耐えることを選んでしまう女性が多いことが、DVの被害が潜在化しやすい原因となっているようです。しかし、不当な暴力を受ける理由はありません。家庭内の出来事だからといって、許されることではないのです。